

別添

8 議事

事務局

ただ今から令和6年度第3回船橋市建築審査会を始めさせていただきます。

本日の会議の案件は、建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開2件となっております。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

横内会長

ただ今から令和6年度第3回船橋市建築審査会を開催いたします。本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり、建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開2件でございます。

議案第1号は公開となっております。傍聴の申込はどうなっていますか。

事務局

いません。

横内会長

それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号の概要について事務局からお願いします。

事務局

「案件別概要第1号」朗読 記載省略

横内会長

ありがとうございます。

それでは、特定行政庁から計画概要の説明をお願いいたします。

特定行政庁A

「計画の詳細」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。特定行政庁の判断をお願いします。

特定行政庁B

「特定行政庁の判断」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問をお願いします。

委員A

1階平面図の1階という概念がよく分からないのですが、1階は柱だけですよね。

特定行政庁A

そうです。便宜上、1階と表現させていただきました。

委員 A	こう考えるものなののでしょうか。1 階の床はないですね。
特定行政庁 A	ないです。
委員 A	鉄骨の上に敷いたものが 2 階。そういう認識なのですね。
特定行政庁 A	申請部分以外のところと併せて考えていただけるとイメージできると思います。あくまで下が 1 階ということで表現させていただきました。
委員 A	はい。分かりました。
横内会長	他にご質問いかがでしょうか。
委員 B	確認させていただいてもよろしいでしょうか。
横内会長	はい。どうぞ。
委員 B	通路は 24 時間通れるようになっているのでしょうか。
特定行政庁 A	こちらの画面をご覧ください。基本的に階段は 24 時間開放いたしますので、24 時間降りられる形になっています。ただしエスカレーターは夜中の 24 時から朝 6 時までには止めると伺っています。また、横断するのにエレベーターも利用できますが、エレベーターは 24 時間開放していますので、車いすの方も 24 時間渡れるようになっています。 また、降りた先に既存の建物がありますが、駐車場がありまして、通路を渡って接続部分を通るとエレベーターがございます。こちらも 24 時間開放になっていますので、24 時間横断できる形にはなっています。
委員 B	確認ですが、止まるのはエスカレーターだけということですか。
特定行政庁 A	はい。エスカレーターだけは今のところ 6 時間止める計画になっていると聞いております。
委員 B	余談ですが、ららアリーナへ行った先が階段になっていました。エレベーターはないのでしょうか。
特定行政庁 A	ないです。

委員 B	了解です。ありがとうございました。
横内会長	他にご質問いかがでしょうか。
委員 C	申請部分は道路内にかかる部分ということですが、参考までに、分かりましたら、申請以外の部分で、道路横断部分と併せて工事する部分の建築面積だけでも良いので分かりましたら教えてください。床面積については、開放部分は通常算入されないため分かりにくいかと思いますので。
特定行政庁 A	既存部分を含めた面積ですか。申請部分以外の面積ですか。
委員 C	含めた面積ですね。要は一緒に工事を行う部分はどのくらいになりますかという話なのですが。
特定行政庁 A	建築面積は確認していませんが、工事を行う範囲は配置図上ですと図面右側の E X P. J より左側部分の全てです。
委員 C	接続部分や階段、エスカレーター部分なども一緒に工事するというのですか。
特定行政庁 A	はい。全部一緒に行います。オレンジの線よりも右側の部分は写真で確認できたとおりにできています。それ以外の部分を今回許可いただけましたらまとめて工事すると伺っております。
委員 C	申請以外の部分なので申請書にも出てこないということではないかと思えます。ありがとうございました。
委員 A	現状はどうなっているのですか。
特定行政庁 A	この部分は、かつては歩道橋があったのですが、現在は取り壊されて、ない状態になっております。
委員 A	あったのですね。
特定行政庁 A	はい。以前も前の駐車場と渡れるようになっていたのですが、今回の建築にあたり、通行量も多くなるということで、幅員を広げて計画しております。

委員 A	経験はあるわけですね。
特定行政庁 A	そうですね。
委員 A	写真⑤で横断歩道があったのですが、そこはどこですか。
特定行政庁 A	ららぽーとの敷地の中になります。車が入ってくる場所なので、横断歩道状にラインが引いてあります。
委員 A	分かりました。
横内会長	他にご質問いかがでしょうか。
横内会長	これはあった方が良いでしょうね。同意してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
横内会長	それでは、同意することといたします。

議案第 2 号及び第 3 号は非公開の審議であるため船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第 8 条第 3 項の規定により記載を省略します。

横内会長	議案が終わりましたので、令和 6 年度第 3 回船橋市建築審査会を終了いたします。
------	---